

# 4 保護観察以外の業務

## 更生緊急保護

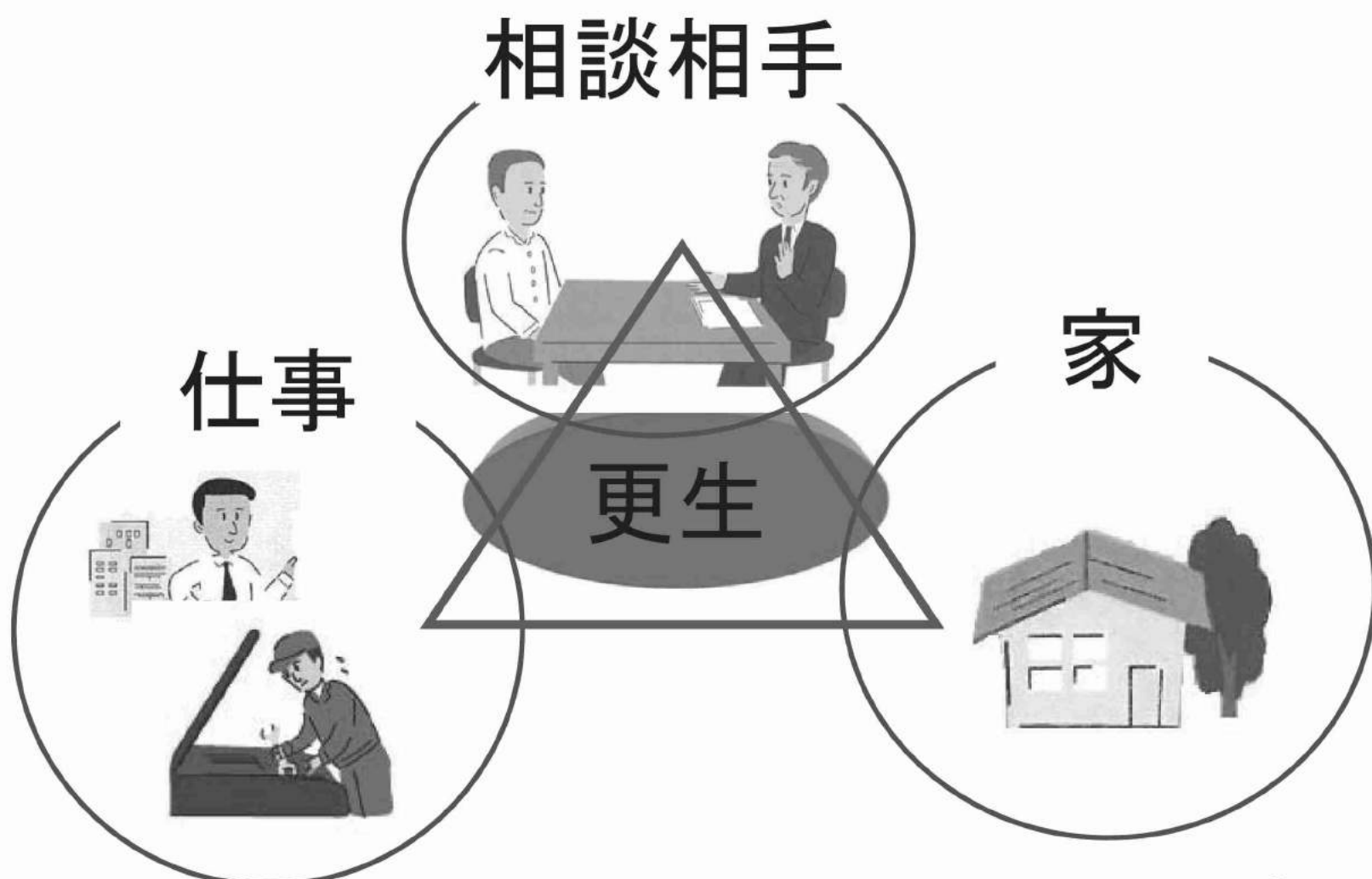
### 保護観察所の役割

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の給与</li> <li>・ 医療及び療養の援助</li> <li>・ 帰住の援助</li> <li>・ 金品の給貸与</li> </ul>
更生緊急保護	<p>次の①②③のすべてにあてはまる人</p> <p>①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人</p> <p>②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。</p> <p>③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人</p>	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供</li> <li>・ 就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施</li> </ul>

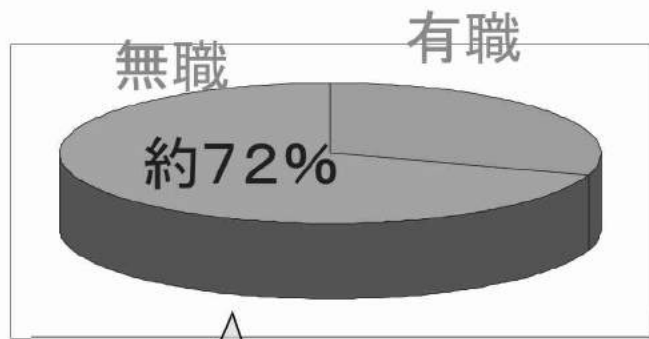


※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

## ～更生を支えるトライアングル～



# (1) 出所後の仕事を確保するために ～更生を支えるトライアングル①～仕事



(平成27年矯正統計年報による。)

刑務所再入所者のうち  
再犯時、無職の人の割合

現実



- 不採用!
- 社会性不足
  - 知識不足
  - 経験不足
  - 前科



仕事がないければ日々の生活の糧を得ることが  
できません・・・

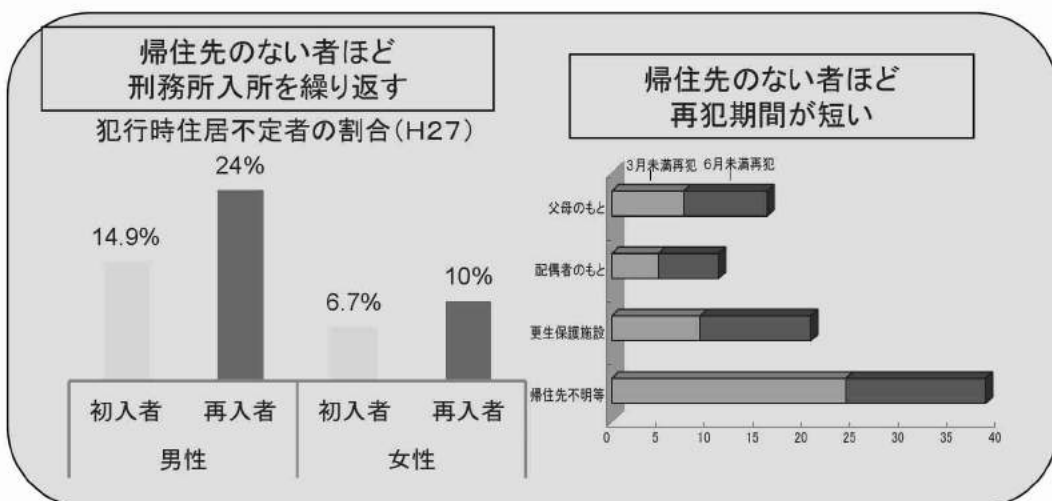
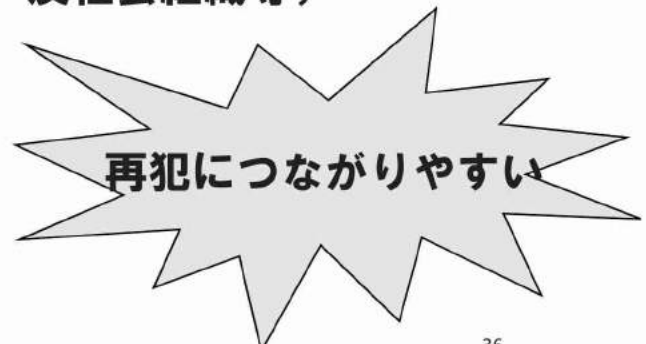
そこで・・・刑務所出所者等に対する就労支援を行っています。  
また、協力雇用主の方々にも御協力いただいています。

# (2) 行き場の無い出所者の住居を確保するために ～更生を支えるトライアングル②～ 家(住居)



★家がない=住民票がない  
→「真っ当な仕事につけない」  
→「国民健康保険等の行政サービス  
が受けられない」

再び社会からドロップアウト  
(ホームレスや、暴力団等の  
反社会組織等)



## (2) 行き場の無い出所者の住居を確保するために ～住む場所のない人を支える施設～

### ・更生保護施設

犯罪をした人のうち、住むところのない人が、一時的に生活して、自立のために、仕事を探したり、生活指導を受けたりする民間の施設。全国に103施設。



更生保護施設の外観



地域との交流や清掃活動

このほか、国が設置している自立更生促進センター・就業支援センター(全国に4施設)や、NPO法人等が管理する宿泊場所(自立準備ホーム)がある。

## (3) 相談相手として ～更生を支えるトライアングル③～

- 親族等が頼れない等の理由により帰る場所がなく、更生保護施設で生活する人が、自立後に求める支援 ⇒ 1位は、「相談先の確保」



■更生保護施設退所後に求める支援

項目	該当人数
相談先の確保	169
安定した就労	134
技能・資格の取得	134
信用できる友人の確保	122
制度やサービスの手続き	119
家族調整	103

※東京社会福祉士会資料による

### 社会復帰に必要な支援 (H24犯罪白書)

「困ったときに適切な支援を教えてくれること」  
(受刑者の72%・少年院在院者の62%)

「生活上の悩みを気軽に相談等できる相手」  
(受刑者の63%・少年院在院者の76%)



## 5 住居確保の施策

### 更生保護施設

- ・国からの委託を受け、行き場のない刑務所出所者等に居室・食事を提供し、専門の職員によって、社会的自立に向けた就労・生活指導等を行う施設
- ・全国に103施設（定員2,453人）あり、すべて民間の法人が経営
- ・高齢又は障がいのある刑務所出所者等を特に受け入れる（特別処遇）指定を受けた施設（57施設）や、薬物依存回復のための専門的支援を実施する指定を受けた施設（15施設）など、刑務所出所者等の特性に応じて指導を実施

39



更生保護施設 盟親 外観(京都市中京区)

40



## 受入対象者の概要①（H27.8 現在）

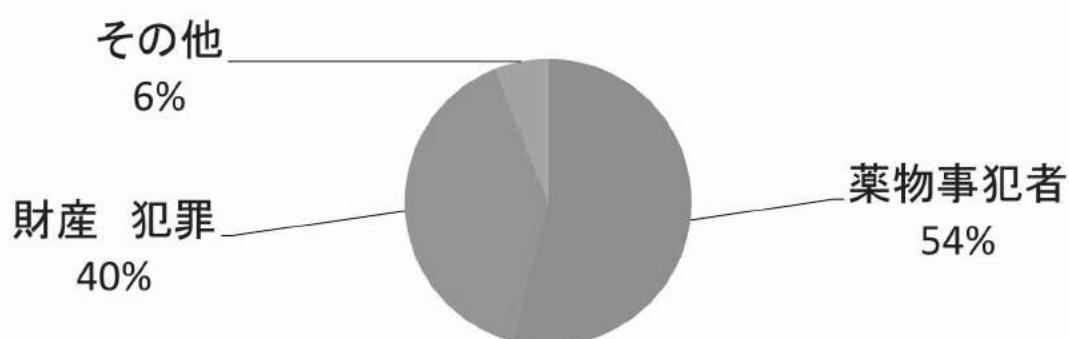
- ・対象 年間150人前後を全国から受入れ。

（約80%が刑務所仮釈放者。他、少年院仮退院者、刑務所満期釈放者、執行猶予者、起訴猶予者等）

- ・年齢構成

17才～65才 \* 40歳代が中心。

- ・罪種 ※その他:性犯罪や暴力犯罪、生命犯罪等 \* 約6割は累犯者。



41

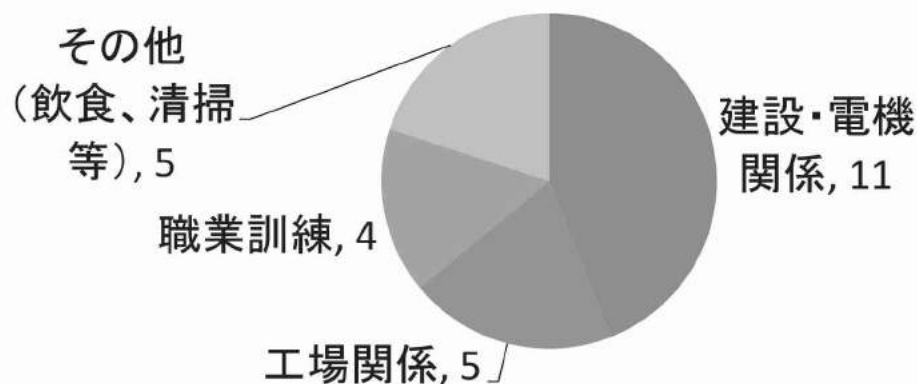
## 受入対象者の概要②（H27.8 現在）

- ・就労

就労している者のうち、

約4割が協力雇用主の許で就労（建設、工場が主）。  
求職活動中の者の大半、職業訓練中の者の全員が  
ハローワークの支援を受けている。

<就労先の内訳>



42

# 受入対象者の概要

## ・医療・福祉の必要性

- ・通院者は多数。
  - ：薬物中毒後遺症、不眠、アルコール依存等
- しかし所持金僅少の者も多い
  - ⇒福祉事務所での医療扶助申請や、  
無料・低額医療制度を活用。
- ・障害が疑われる者⇒福祉事務所等に相談し、  
障害者手帳の取得手続を支援。
- ・就労での自立がままならない者
  - ⇒退所先を福祉事務所に相談
  - 最終的には生活保護につなぐこともある。

43

## 5 住居確保の施策

### 自立準備ホーム

- ・あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人、社会福祉法人等が管理する宿泊場所で、更生保護施設と同様に、国からの委託により、一定期間、宿泊場所や食事を提供することが出来る制度（平成23年度～）
- ・H27. 3. 31現在、全国で、332の法人等が登録している
- ・ダルクやマックなどの自助グループや社会福祉法人等が別の施設で担っているが、費用的に不安定で不十分

44

# 6 専門的処遇

## 専門的処遇プログラム

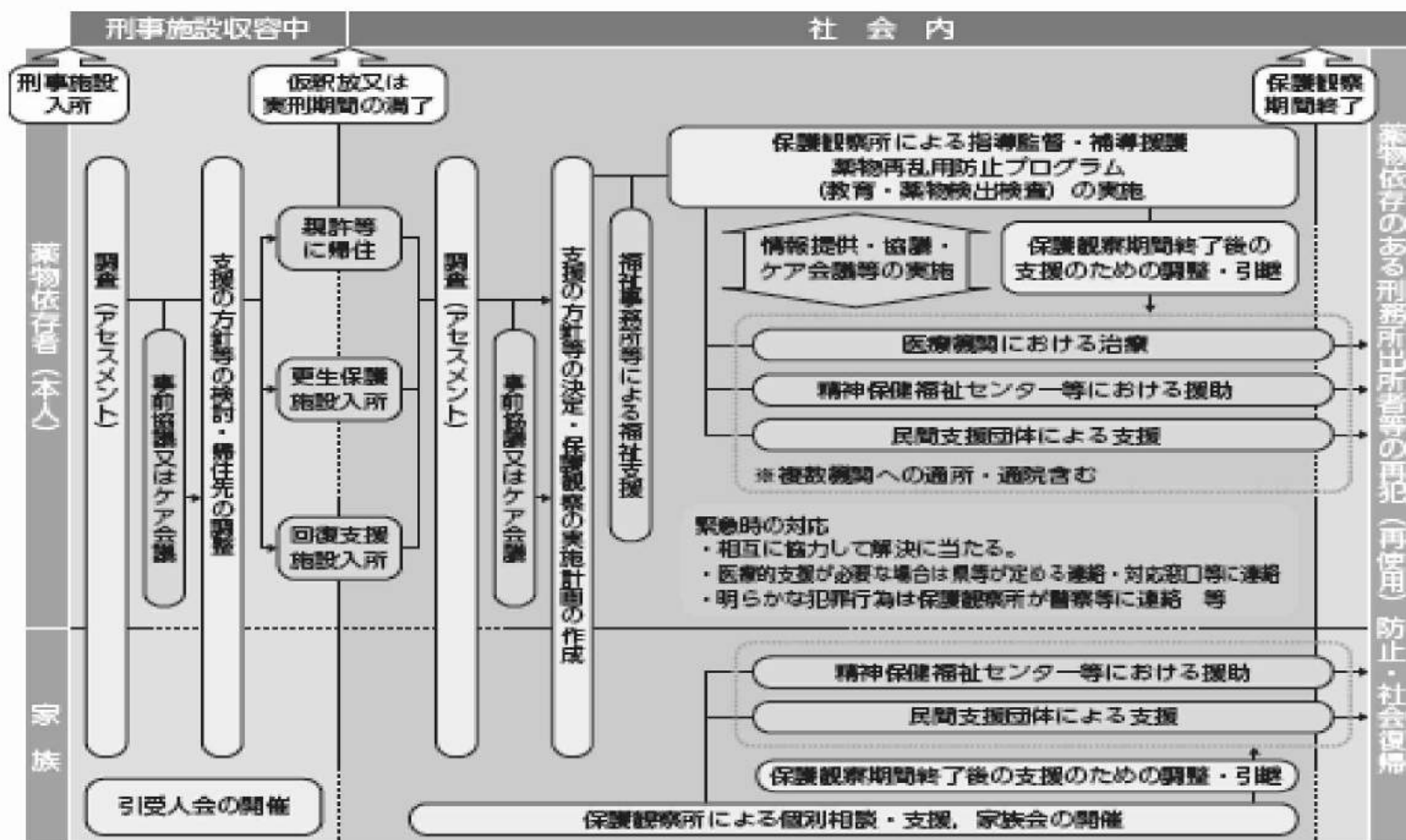
仮釈放者を中心に特別遵守事項に履行を定め、受講させるもの。期間中、2週間程度に1回、計5回出頭させてプログラムを受講させる。種別は下記の4種類

- ・ **薬物再乱用防止プログラム**＜グループあるいは個別＞  
 コアプログラム(5回で終了)  
 ステップアッププログラム  
 (コアプログラム終了後、毎月1回、期間満了まで)
- ・ **暴力防止プログラム**＜個別＞(5回で終了)
- ・ **飲酒運転防止プログラム**＜個別＞(5回で終了)
- ・ **性犯罪者処遇プログラム** (プログラムで最古)  
 ＜グループあるいは個別＞(5回で終了)  
 リスクアセスメントで高得点の者については、適宜面接を実施し振り返りを行う。グループで実施した場合5回終了後に希望者のグループを編成し、グループプログラムを実施している。

# 6 専門的処遇

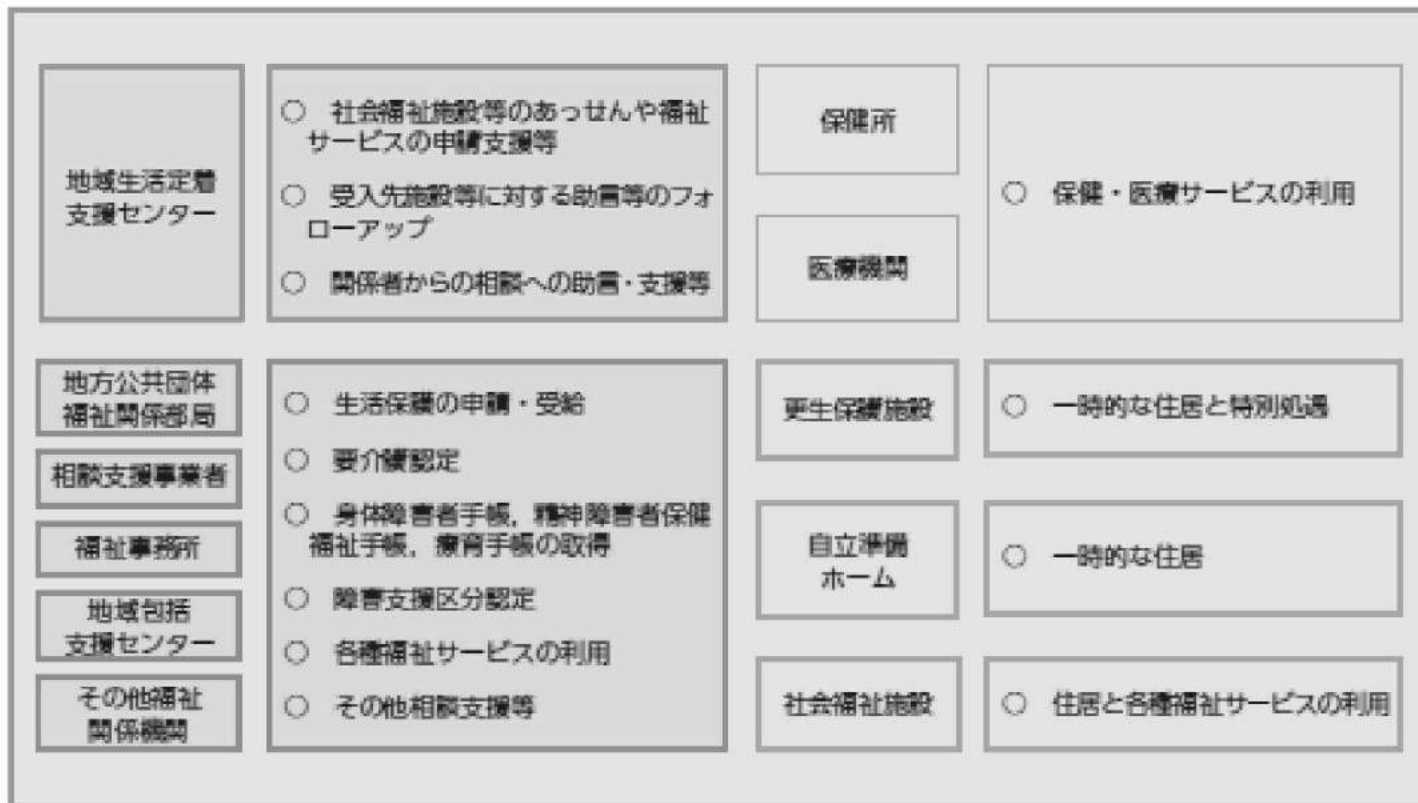
薬物再乱用防止プログラムのみでは・・・とやっ

7-3-1-1 地域連携ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



# 7 福祉的支援の必要な者への施策と課題

7-3-1-5図 高齢・障害犯罪者等の福祉的支援に関与する機関の概要

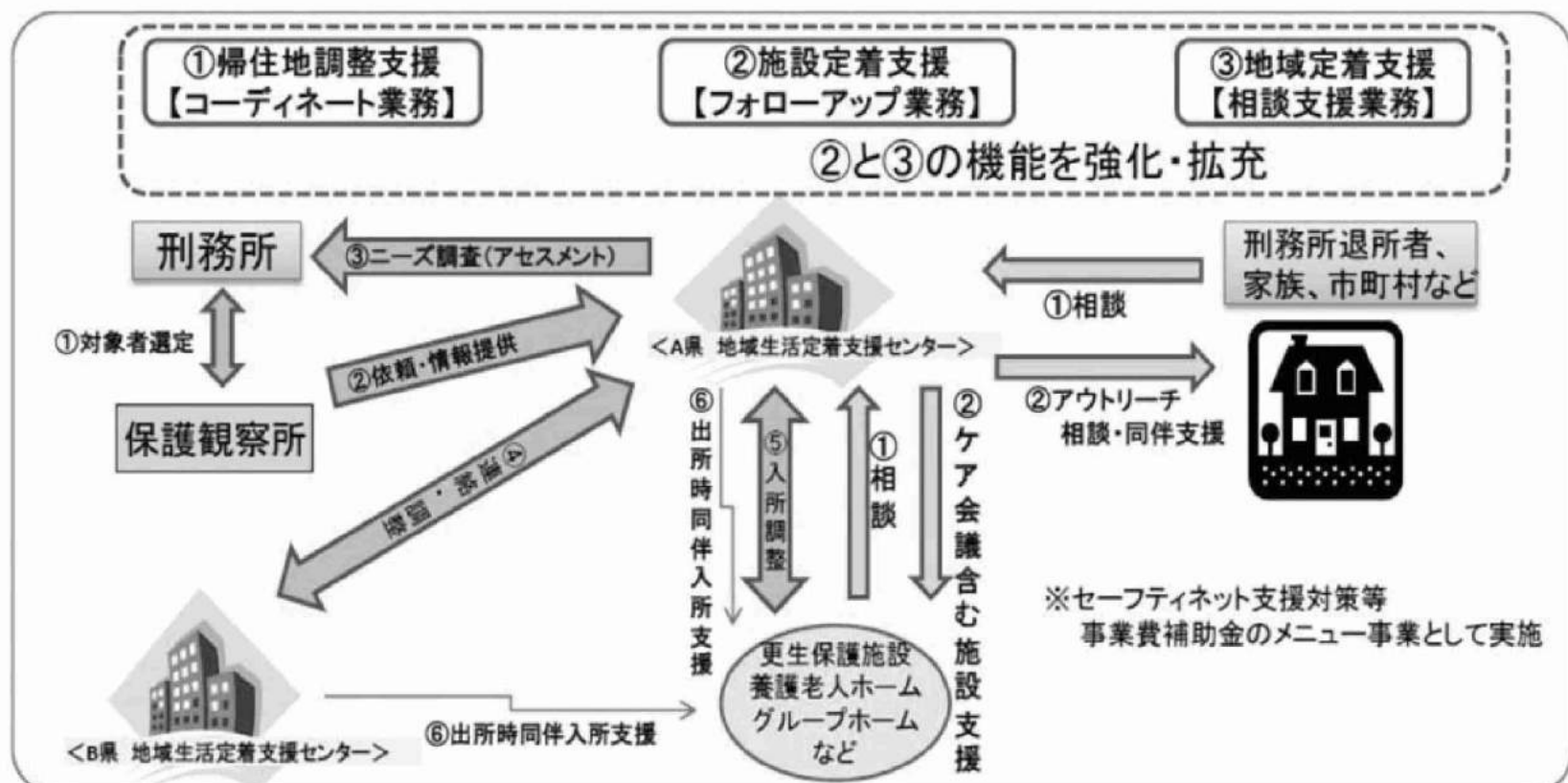


47

# 7 福祉的支援の必要な者への施策と課題

特別調整

- ・ 地域生活定着支援センターを活用し、福祉的支援が必要な刑務所出所者等を地域の福祉サービスにつなげるもの



48



## 7 福祉的支援の必要な者への施策と課題

特別調整の対象

- ① 高齢(おおむね65歳以上)又は障がい有すること
- ② 釈放後の住居がないこと
- ③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められていること
- ⑤ 本人が特別調整を希望していること
- ⑥ 個人情報提供に同意していること

以上 ①～⑥の要件をすべて満たす者

49

## 7 福祉的支援の必要な者への施策と課題

- ・ 情報の取り扱いについて
  - 本来、前科等についての情報は、秘匿され、守られるべきもの
  - 「連携」を理由に明らかにして良いのか
- ・ 指導と支援のどちらが必要か？（不良措置と福祉的な支援の選択）
  - ⇒再犯可能性、要保護性、緊急性・・・
- ・ 保護観察所の支援の限界
  - 保護観察期間の問題（不利益処分であるという観点）
  - 保護観察所のみでは継続的な支援は困難
  - 特別調整（地域生活定着支援センターの関与）、就労支援・・・
- ・ 本人や家族、周囲のスティグマ（烙印）への対応
  - 本人のニーズ（表明されたもの、隠されたもの）
  - 支援の際本人や保護者の同意（動機付け）
  - 支援側への働きかけ

50

## 7 福祉的支援の必要な者への施策と課題

### 《保護観察官として心がけること》

- ・ 保護観察処分が支援のスタートとなることが多いが、保護観察の関与には限りがある。関係機関に保護観察の枠組を理解してもらった上で連携することの重要性（強制的な措置が取れると期待される）。
- ・ 本人に支援の強制はできない。粘り強く動機付けを続ける。（保護司の重要性）。
- ・ 支援を受け慣れていない場合、そもそも「相談できない」ことが多い。まずは「相談する」という変化、そして犯罪や非行をしないほうが「生きやすい」ということが実感できる生活への変化に向けて働きかける。→グッドライフモデル

51

## 8 実際に担当してみても…

① 男性 21歳 医療少年院収容中

<家族>実母、義父、別居の祖母

幼少時からADHDの傾向あり、親の理解を得られず…

16歳時に原付で無謀運転中に事故で転倒、頭部打撲で高次脳機能障害

(メモ)

52

## 8 実際に担当してみても…

② 男性 19歳 一般短期保護観察決定

＜家族＞母、祖母、別居中の父

高校中退後、母が男性を作って家出。粗暴傾向があり、祖母も自分から避難のため家出。単身生活中。

(メモ)

53

**ご静聴ありがとうございました!**



54

# 平成30年度第2回近畿ブロック研修会

【日時】 平成31年1月18日（金） 13時30分～16時30分

【場所】 大阪市東淀川区中島1-18-22 新大阪丸ビル別館 4階 4-3号

## プログラム

### <第1部> 行政報告

13:30～14:00 「地域生活定着促進事業の実践と課題等について」

講師：厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐 熊坂 洋三 氏

### <第2部> 出前講座の実際

14:00～15:10 「出前講座ってなんですか」 ～ 寸劇・クイズ ～

出演者：日本司法支援センター法テラス奈良	弁護士	松井 大輔 氏
：相談支援センターホホエモ	相談支援専門員	布施 憲一 氏
：相談支援センターこすもす	相談支援専門員	森崎 一樹 氏
：奈良県地域生活定着支援センター	センター長	西田 利昭

15:10～15:20 休憩

15:20～16:10 「事例報告」

報告者：松井 大輔 氏 布施 憲一 氏 森崎 一樹 氏

16:10～16:30 「意見交換」

登壇者：松井 大輔 氏 布施 憲一 氏 森崎 一樹 氏 西田 利昭

16:30 終了

### <情報交換会>

17:30～19:30

※ 詳細は別紙参照（参加申込者には受付で配布しております）



# 地域生活定着促進事業の 実践と課題等について

平成31年1月18日  
厚生労働省  
社会・援護局総務課 熊坂洋三

1

- 1 地域生活定着促進事業の沿革
- 2 本事業の概要
- 3 本事業の実績
- 4 本事業の課題
- 5 本事業をとりまく状況

2

# 1 地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

～20年度 →次のような点が示される



犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）

受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし

釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

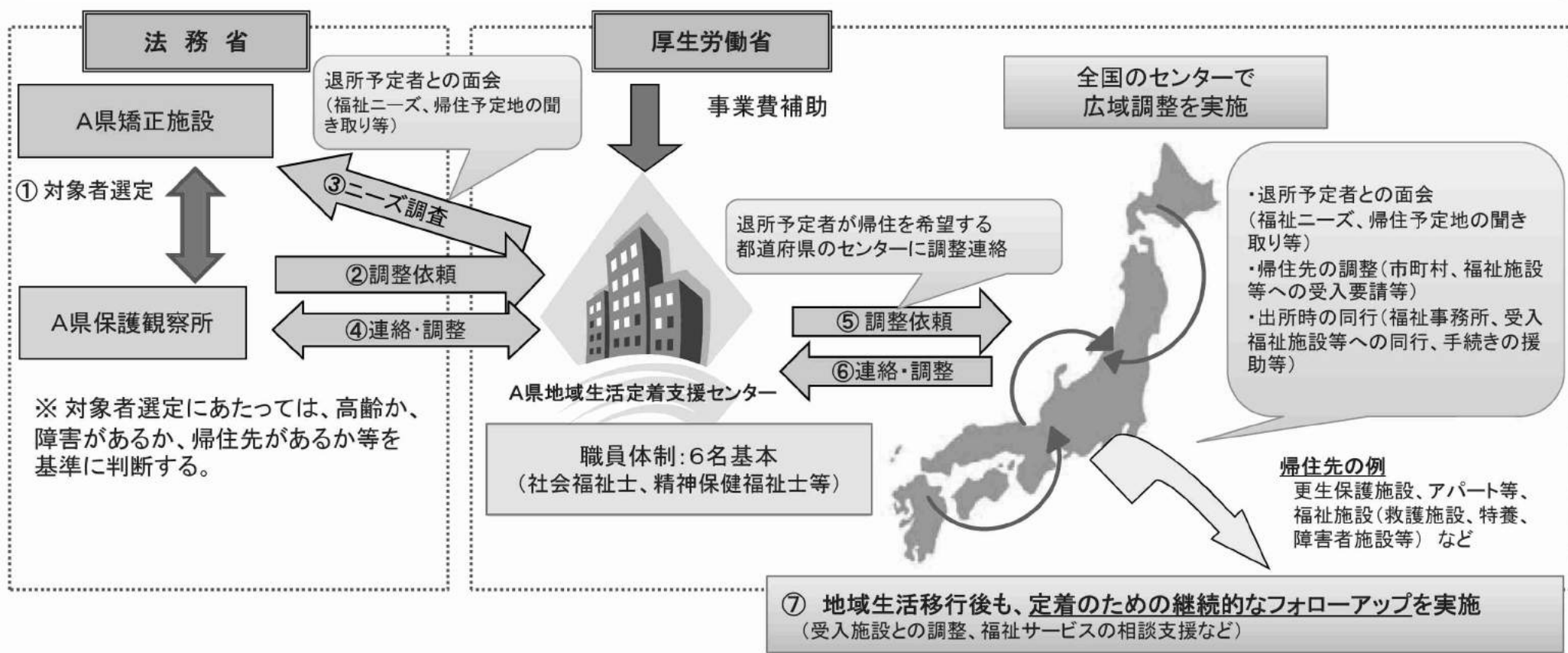
平成21年度 地域生活定着支援事業開始

平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

本事業は「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

# 2 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



## (参考) 地域生活定着促進事業の位置付け

長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、  
既存の福祉的支援を広域調整  
(※保護観察所が行う「生活環境の調整」への協力)

		社会内 (～逮捕～判決)	矯正施設 (刑・保護処分執行)	社会内 (釈放後～)
支援 ニーズ あり	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶 予等により釈放される 場合を含む		
	支援 同意 なし			

地域生活定着  
促進事業

既存の  
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：支援ニーズがある人について、その真意に沿って福祉サービスを調整  
→本人・地域の混乱回避し、サービスを提供  
(+既存の福祉的支援へのバトンタッチ)  
従：結果として再犯防止に「寄与」

5

## 地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に1か所
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 定額補助 (= 補助率なし)  
職員経費のほか、活動費 (旅費、通信費、事務所経費等) を含む
- 職員数6人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可  
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 平成30年4月現在  
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：33か所(社協 8か所)、  
社団法人：10か所  
NPO：5か所

6

### 3 地域生活定着支援センターの支援状況（平成29年度中に支援した者）

#### 1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成28年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,426(1,374)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	751(695)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	537(561)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	138(118)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	101(83)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	361(294)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続きを行った者	235(221)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	113(129)

#### 2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

#### 3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,153 (2,037)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	558(619)
	支援継続中の者	1,595(1,418)

相談支援を実施した者		1,369 (1,260)
【内訳】	支援が終了した者	685(626)
	支援継続中の者	684(634)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	555(580)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	177(188)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	95(99)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	81(95)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	50(55)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	13(26)

#### 【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

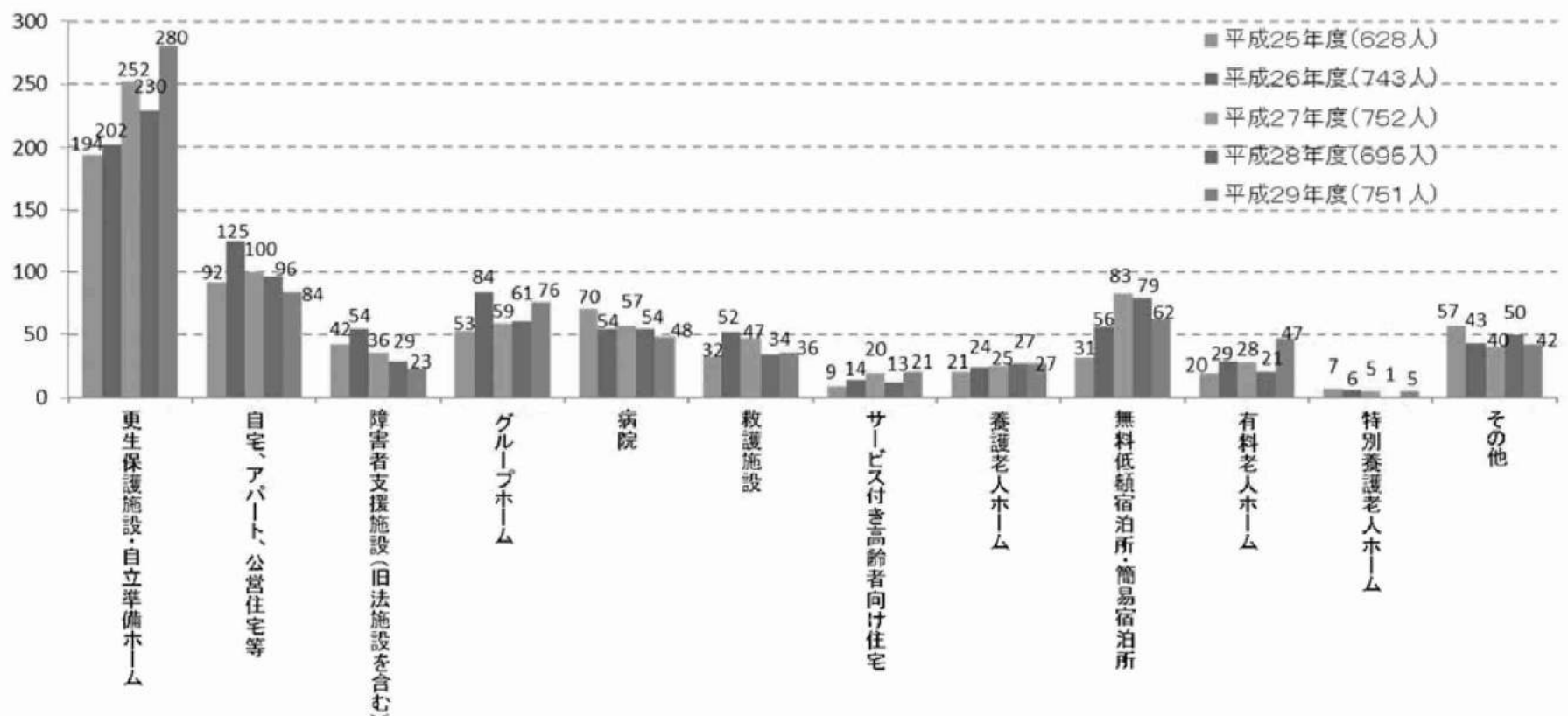
（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(25)	34(47)	42(37)	1(2)	6(5)	7(6)	0(1)	248(221)	375(344)
65歳未満	22(19)	133(119)	109(114)	13(11)	16(9)	61(66)	4(4)	18(9)	376(351)
合計	59(44)	167(166)	151(151)	14(13)	22(14)	68(72)	4(5)	266(230)	751(695)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※カッコ内は平成28年度の実績である。

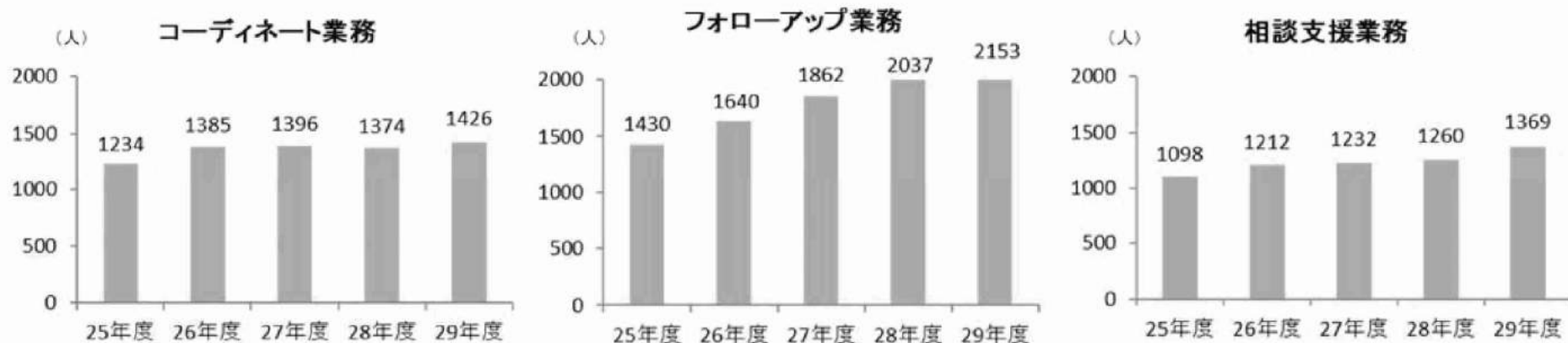
#### 【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

（単位：人）





### 1. 年度内支援実施件数



### 2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

## 4 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より  
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

### 1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整  
 釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

センターができること → （必要に応じて）矯正施設・保護観察所との定期的な会議の開催や、候補者の選定段階からのかかわり

### 2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）  
 矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催  
 相談支援機関（※2）における本来求められる機能に沿った支援

センターができること → 多様な研修・協議会の開催やアフターケアを通じた事業所や施設の開拓・確保  
 フォローアップ業務における計画的な支援（おおむね1年間の範囲内）とモニタリング  
 コーディネート業務の段階から相談支援事業者の関与や受入先の選定に配慮

※1 上記調査研究事業において、好取組集として取りまとめられている

※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

## 5 地域生活定着促進事業をとりまく状況

### 5-1 政府における再犯防止推進計画の策定

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%

安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

平成29年12月、再犯防止推進計画が閣議決定

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

##### ○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】



(② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (続き) )

○ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

⑥ 地方公共団体との連携強化等のための取組

○ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

5-2 「地域共生社会」の実現に向けて

(当面の改革工程) 【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年：

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆共生型サービスの創設 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：  
更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

15

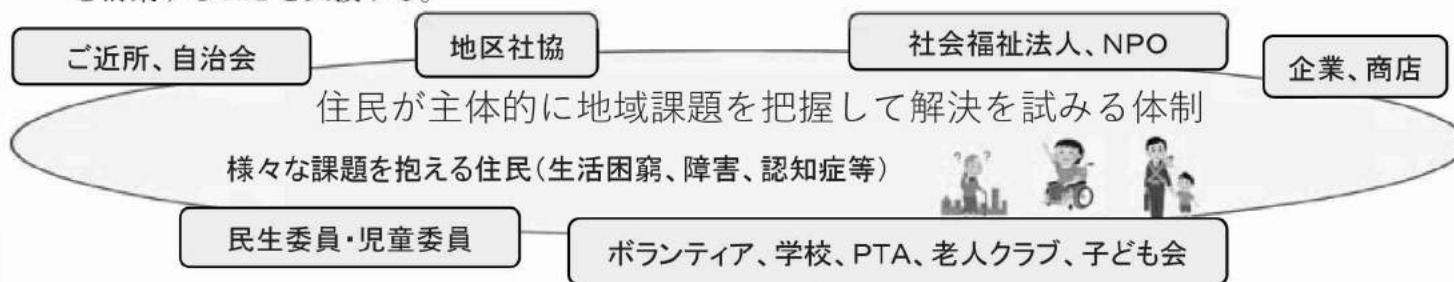
## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算額 26億円

実施主体:市町村(150か所程度) 都道府県可  
(前年度予算額20億円(100か所程度))

### (1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

\*下線部分は平成30年度新規

### (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

雇用、就労関係

高齢関係

住まい関係

教育関係

保健関係

障害関係

多文化共生関係

総合的な相談支援体制作り

自殺対策関係

司法関係

児童関係

家計支援関係

医療関係

新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

16



地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(抄)

(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同基金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)支援計画の基本姿勢

(3)支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など 17

5-3 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の概要

平成30年6月1日成立  
平成30年6月8日公布

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1)生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2)子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3)居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1)生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2)生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3)貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4)資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

(1)児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)) 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)①は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.は平成31年9月1日※等) ※平成31年11月支払いより適用

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

○ 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

### 対象者

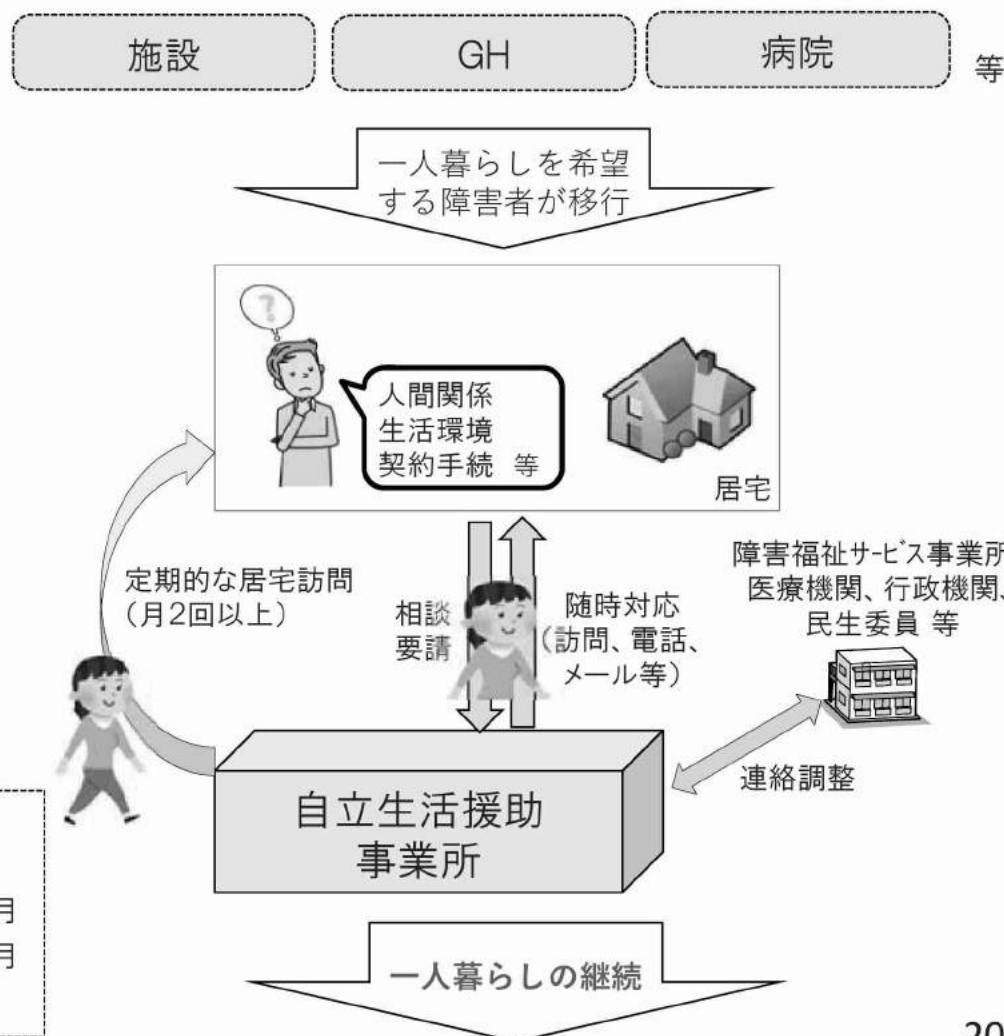
- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

### 基本報酬

- 自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※
- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
  - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定





# 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

## グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位/日  
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

## 自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



## 地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える  
提供体制の構築



## 地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

## 医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

出前講座

社会のルールをかん  
がえよう！

ドキドキ！

★タイズ大

会！！

# 第 1 問

Q ある日、Mさんは、自分が持っていた黄色の自転車（クマの鍵）を盗まれてしまいました。

数日後、Mさんが何気なく歩いていると、近くのコンビニの駐輪場に、自分が持っていた黄色の自転車が置いてあるのを見つけました。

クマの鍵を持った人も近くにいましたが、たまたま鍵はかかっていなかったもので、Mさんは気にせずその自転車に乗って帰りました。

Mさんの行動は、何か犯罪になるのでしょうか？





せつとう ざい  
① 窃盗罪

ぎょうむ ぼうがい ざい  
② 業務妨害罪

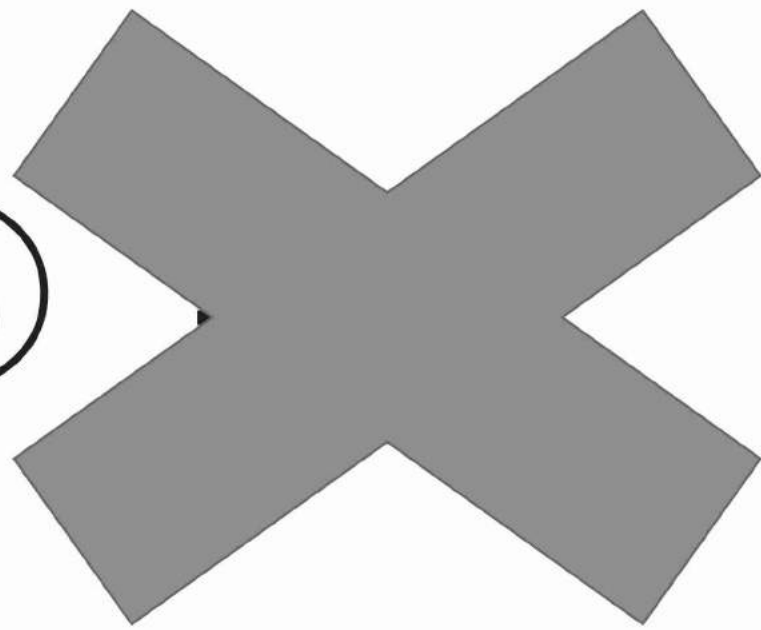
どうろ こうつう ほうい はん  
③ 道路交通法違反

せんゆう りだつ ぶつおう りょうざい  
④ 占有離脱物横領罪

む ざい  
⑤ 無罪

正解は.....

⑤



正解は.....

- ① 窃盗罪
- ② 業務妨害罪
- ③ 道路交通法違反
- ④ 占有離脱物横領罪

正解は.....

# ① 窃盗罪

自分の自転車であっても、他人が持っているものを何も言わずに持って帰ると、「他人の物」を盗んだとして窃盗になってしまいます。

法は、自分の判断だけで物事を解決することを禁止しています。このことを難しい言葉で、「自力救済(じりききゅうさい)または自救行為(じきゅうこうい)の禁止」といいます。

もしかすると、自分の自転車ではない可能性もあります。このような場合は、現在その自転車に乗っている人と話をする、それでも解決しない場合は警察に通報する等の方法が適切です。

## 第 2 問

Q Mさんは、Tさんに対して、次のことを行いました。次の中で、反復すると、ストーカー行為として違法となりうるものはどれでしょう？

A Tに「会いたい♥」というSNSのスタンプを送る

B TにSNSでひわいな音声動画を送る



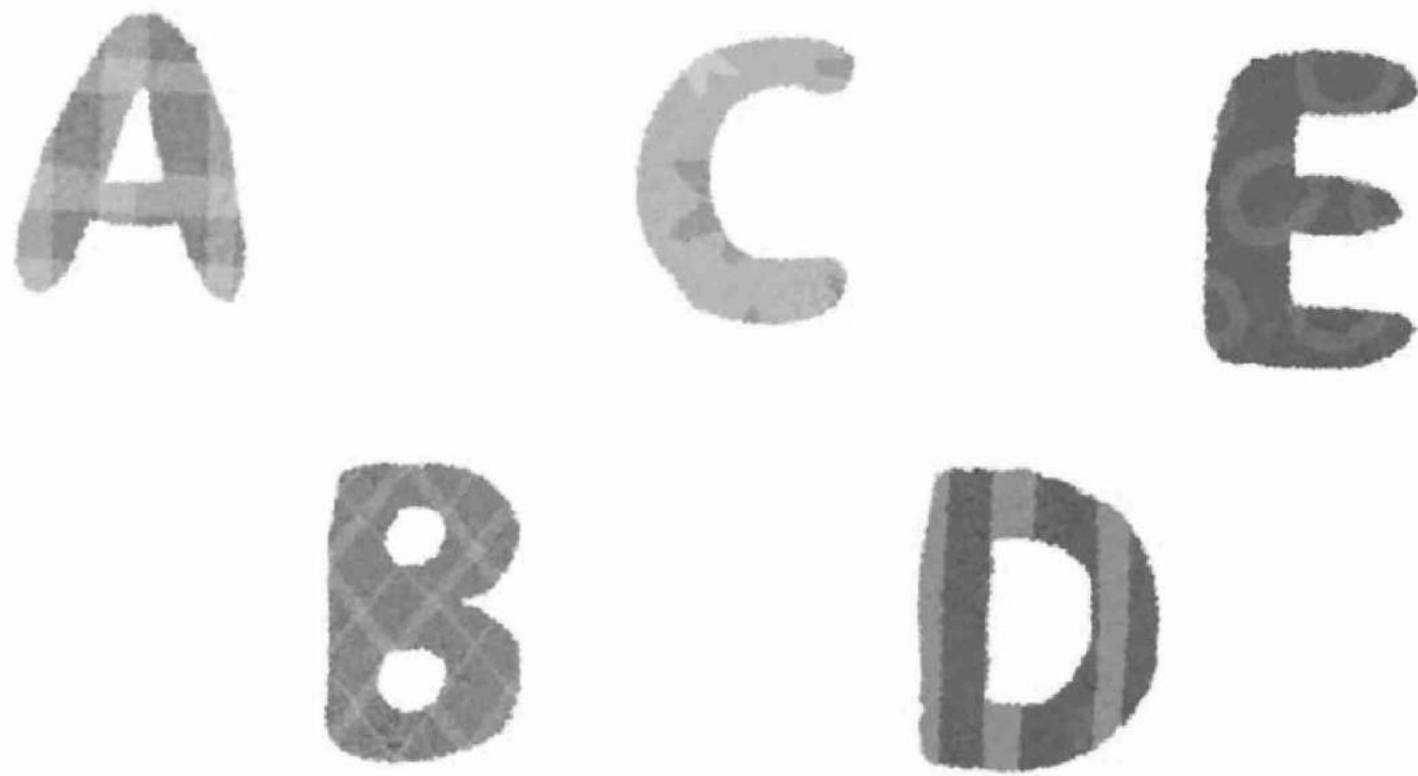
C TのSNS（鍵なし）を閲覧する

D Tさんに「殴るぞ！」と怒鳴る



E Tさんに電話をかけるけど何も話さない





正解は.....

**A, B, D, E**

が、反復することで「ストーカー行為」になりえます。

A, BのようなSNSによる行為も、2017年よりストーカー行為の対象となりました。動画の送信も含まれます。

Cの行為だけでは、ストーカー行為の対象にはなりません。

Dも、「著しく粗野又は乱暴な言動をすること」として、ストーカー行為の対象とされています。

Eは無言電話ですが、「電話をかけて何も告げず」という行為も、ストーカー行為の対象とされています。

※なお、結論は、具体的な事例に応じて異なることがあります。

出前講座  
社会のルールをかん  
がえよう！

ドキドキ！

★タイズ大

会！！

完

参考文献：ネットトラブルの法律相談Q&A  
横浜弁護士会インターネット法律研究会

## 出前講座とは

相談支援センターホホエモ

布施 憲一

奈良市地域自立支援協議会「触法障がい者支援グループ」の話し合いの中で、司法関係者と福祉関係者が協力しながら法律の事を学んでもらえる場を作ることが出来れば、とても有意義なものになるのではないかという意見がでました。グループに参加している福祉関係者、司法関係者、行政担当者が話し合いを進め平成30年1月に第1回目の出前講座を開催するに至りました。

弁護士の法律知識と福祉の利用者様に分かりやすく伝えるスキルを融合させ、楽しいイベントの形をとりながら支援者、利用者が一緒に考え学べる場にしていこうと楽しみながら企画しています。

第2回は奈良市地域自立支援協議会「触法障がい者支援グループ」での主催は、予算の関係で難しかったのですが「せっかくいい取り組みをしたのに1回で終わるのはもったいない」と第1回の開催の企画メンバーで職種、事業所の壁を越えて開催するに至りました。

第1回、第2回は特定の事業所での開催になりましたが、今後は地域での取り組みとして多くの方に体験してもらえるものにしていきたいと夢見て企画しています。

平成30年度 全国地域生活定着支援センター協議会

中国・四国ブロック専門研修会

日 時：平成30年12月12日（水）～13日（木）

会 場：ホテルサンシャイン徳島 アネックス館 3階 鳳凰

主 催：全国地域生活定着支援センター

運 営：徳島県地域生活定着支援センター（開催県）

香川県地域生活定着支援センター（幹事県）



平成30年度全国地域生活定着支援センター協議会  
中国四国ブロック専門研修会 開催要綱

**1. 開催趣旨**

罪を犯した高齢・障がい者の社会復帰支援として、平成21年度に「地域生活定着支援事業」が制度化され、丸9年が過ぎました。

司法・福祉における関連施策や法制度が目まぐるしく変化する中、矯正施設退所者等への包括的支援体制の構築がますます重要となっています。また、多職種・多機関とのより一層の連携強化と制度の横断的な連携が求められ、支援における知識、スキルを有する人材育成と、地域生活定着支援事業の理解促進やネットワーク強化・充実、受け入れ促進を目的として研修会を開催いたします。つきましては関係機関・団体・事業者等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

**2. 主催**

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

**3. 日時**

1日目：平成30年12月12日（水）13：00～17：20  
2日目：                    13日（木） 9：00～12：30

**4. 会場**

ホテル サンシャイン徳島 アネックス館 3階 鳳凰  
（徳島県徳島市南出来島2丁目9） \*別紙参照

**5. 参加対象者**

定着支援センター職員・司法関係機関職員・福祉関係機関職員・触法支援関係者・その他矯正施設退所者の支援に関心のある方

**6. 参加費**

参加費は無料です。

ただし、1日目の情報交換会に参加される場合は、参加費5,000円を当日受付にて徴収させていただきます。

（情報交換会：12月12日（水）18：30～20：30

〔会場〕ホテル サンシャイン徳島 アネックス館）

**7. 参加申込み**

「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、平成30年10月30日（火）までにメールもしくはFAXにてお申込みください。

**8. 宿泊について**

宿泊施設（ホテル等）は、参加の皆様、各自でお手配くださいますようお願いいたします。 \*別紙参照

## 9. 日程及び内容

### 【1日目】12月12日(水)

時間	プログラム	内容
12:30~13:00	受付	
13:00~13:05	開会挨拶	(社)徳島県社会福祉事業団 理事長 小谷 敏弘
13:05~13:10	来賓挨拶	徳島県保健福祉部 部長 久山 淳爾 氏
13:10~13:30 (20分)	会長挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 会長 北岡 賢剛 氏
13:30~13:50 (20分)	行政報告	厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐 熊坂 洋三 氏
13:50~14:10	休憩	20分
14:10~15:50 (100分)	基調講演	「高齢・障がいのある犯罪行為者の理解と支援： 社会的孤立とソーシャルサポートの視点から」(仮題) 講師：山口県立大学 教授 水藤 昌彦氏
15:50~16:00	休憩	10分
16:00~17:20 (80分)	特別講演	「 演題調整中 」 講師：城西病院 理事長 井上 秀之氏
17:20~	事務連絡	
	《移動》	
18:30~20:30	情報交換会	会場：ホテル サンシャイン徳島 アネックス館

### 【2日目】12月13日(木)

時間	プログラム	内容
8:55~9:00	事務連絡	
9:00~10:00 (60分)	報告・説明	「特別調整の概要、最近の動向について」(仮題) 徳島保護観察所 統括保護観察官 東山 和憲 氏
10:00~10:05	休憩	5分
10:05~12:25 ※休憩を含む (140分)	演習	グループワーク 「見え方・考え方～ぶつかり稽古・徳島巡業」 ファシリテーター： 全国地域生活定着支援センター協議会 政策・実務部会長 伊豆丸 剛史 氏
12:20~12:30	閉会	

## 10. 問い合わせ先

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団  
徳島県地域生活定着支援センター(鈴木・吉積)  
〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地  
TEL: 088-611-0220 FAX: 088-624-0332  
E-mail: [tokushima\\_shien@fukushi-center.jp](mailto:tokushima_shien@fukushi-center.jp)

## 11. 緊急連絡先

080-2970-5453 (徳島定着業務用携帯)

# 地域生活定着促進事業の 現状と課題等について

平成30年12月12日  
厚生労働省  
社会・援護局総務課 熊坂洋三

1

- 1 地域生活定着促進事業の沿革
- 2 本事業の概要
- 3 本事業の実績
- 4 本事業の課題
- 5 本事業をとりまく状況

2

# 1 地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

～20年度 →次のような点が示される



犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）

受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし

釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

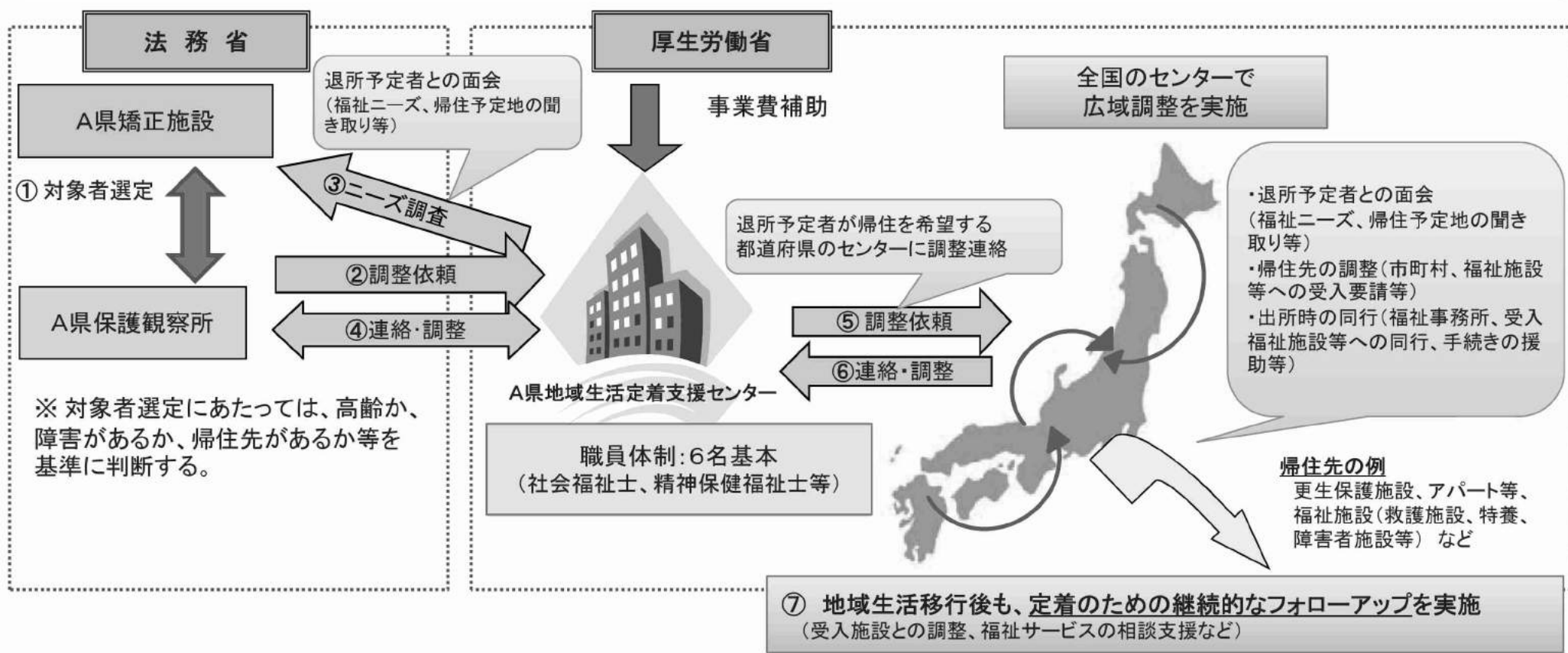
平成21年度 地域生活定着支援事業開始

平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

本事業は「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

# 2 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。





## (参考) 地域生活定着促進事業の位置付け

長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、  
既存の福祉的支援を広域調整  
(※保護観察所が行う「生活環境の調整」への協力)

		社会内 (～逮捕～判決)	矯正施設 (刑・保護処分執行)	社会内 (釈放後～)
支援ニーズ あり	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶予等により釈放される場合を含む		
	支援 同意 なし			

地域生活定着  
促進事業

既存の  
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：支援ニーズがある人について、その真意に沿って福祉サービスを調整  
→本人・地域の混乱回避し、サービスを提供  
(+既存の福祉的支援へのバトンタッチ)  
従：結果として再犯防止に「寄与」

5

## 地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に1か所
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 定額補助(3/4相当)  
職員経費のほか、活動費(旅費、通信費、事務所経費等)を含む
- 職員数6人「基本」→ 地域の実情に応じて柔軟な対応可  
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 平成30年4月現在  
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：33か所(社協 8か所)、  
社団法人：10か所  
NPO：5か所

6

### 3 地域生活定着支援センターの支援状況（平成29年度中に支援した者）

#### 1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成28年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,426(1,374)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	751(695)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	537(561)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	138(118)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	101(83)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	361(294)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定を行った者	235(221)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	113(129)

#### 2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

#### 3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,153 (2,037)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	558(619)
	支援継続中の者	1,595(1,418)

相談支援を実施した者		1,369 (1,260)
【内訳】	支援が終了した者	685(626)
	支援継続中の者	684(634)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	555(580)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	177(188)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	95(99)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	81(95)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	50(55)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	13(26)

#### 【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

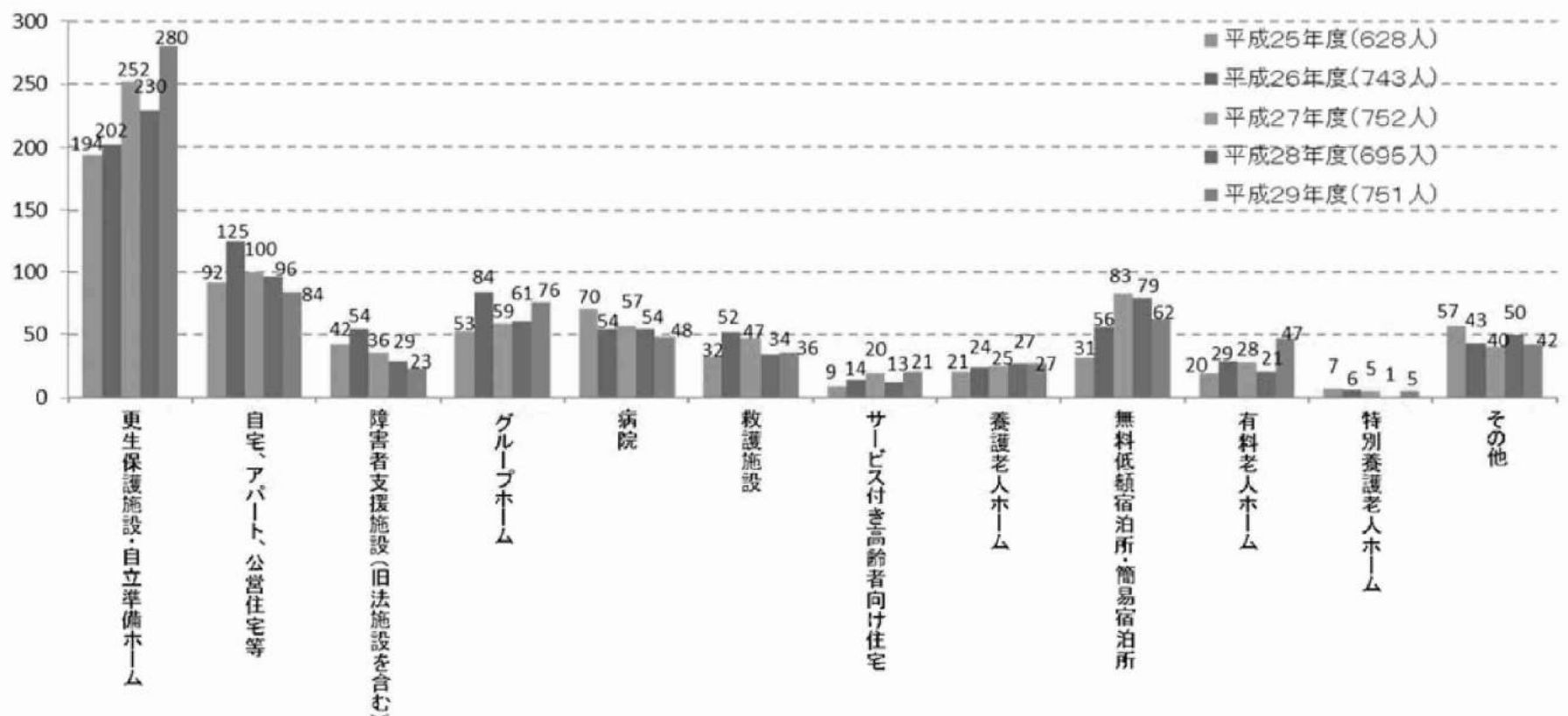
（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(25)	34(47)	42(37)	1(2)	6(5)	7(6)	0(1)	248(221)	375(344)
65歳未満	22(19)	133(119)	109(114)	13(11)	16(9)	61(66)	4(4)	18(9)	376(351)
合計	59(44)	167(166)	151(151)	14(13)	22(14)	68(72)	4(5)	266(230)	751(695)

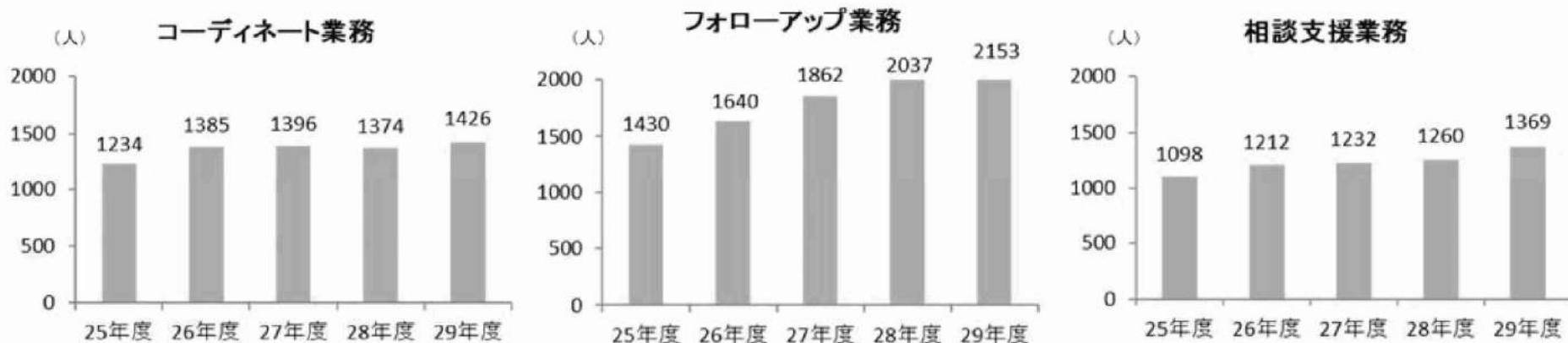
※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※カッコ内は平成28年度の実績である。

#### 【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

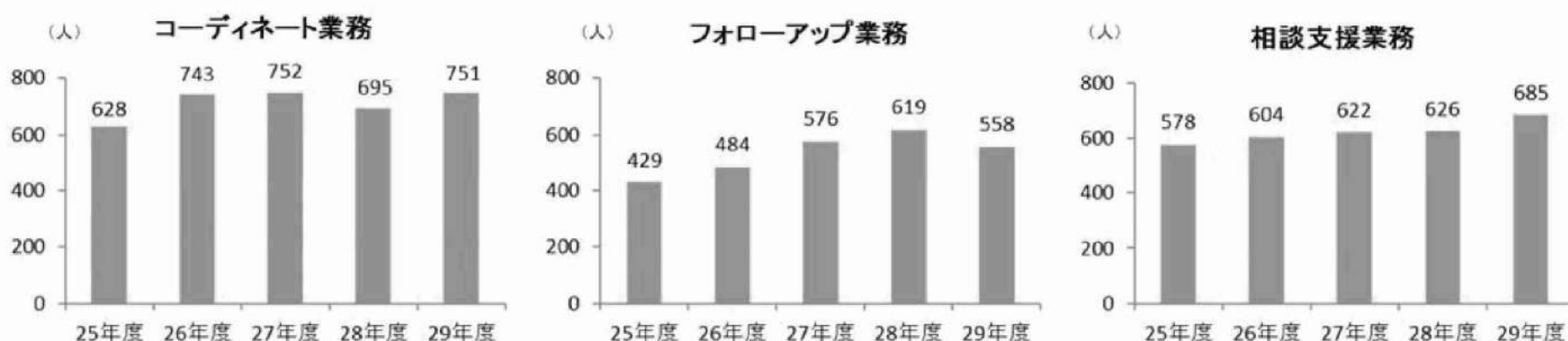
（単位：人）



1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

## 4 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より  
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

### 1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整  
 釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

センターができること → （必要に応じて）矯正施設・保護観察所との定期的な会議の開催や、候補者の選定段階からのかかわり

### 2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）  
 矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催  
 相談支援機関（※2）における本来求められる機能に沿った支援

センターができること → 多様な研修・協議会の開催やアフターケアを通じた事業所や施設の開拓・確保  
 フォローアップ業務における計画的な支援（おおむね1年間の範囲内）とモニタリング  
 コーディネート業務の段階から相談支援事業者の関与や受入先の選定に配慮

※1 上記調査研究事業において、好取組集として取りまとめられている

※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等



・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

## 5 地域生活定着促進事業をとりまく状況

### 5-1 政府における再犯防止推進計画の策定

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%

安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

平成30年12月、再犯防止推進計画が閣議決定

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

##### ○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】



(② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (続き) )

○ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

⑥ 地方公共団体との連携強化等のための取組

○ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

5-2 「地域共生社会」の実現に向けて

(当面の改革工程) 【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年：

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆共生型サービスの創設 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：  
更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

15

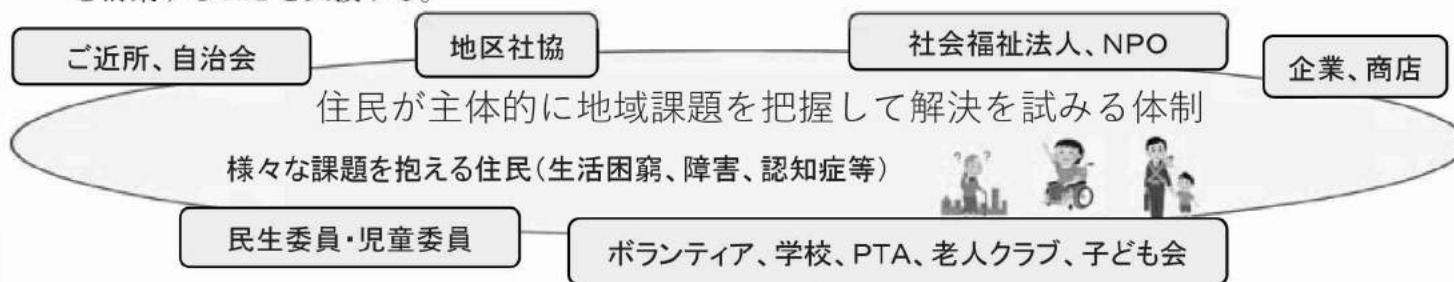
## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算額 26億円

実施主体:市町村(150か所程度) 都道府県可  
(前年度予算額20億円(100か所程度))

### (1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

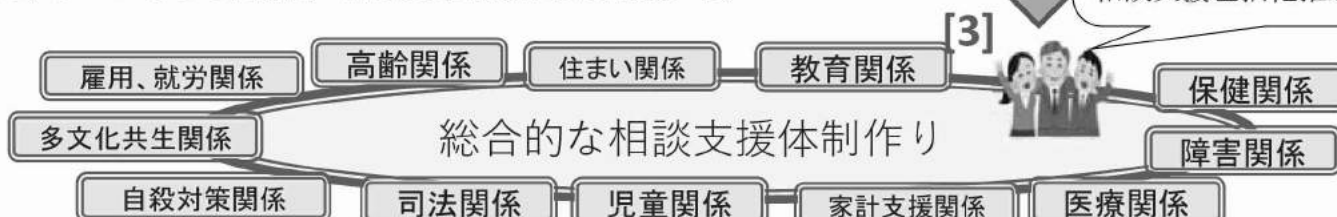
- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

\*下線部分は平成30年度新規

### (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員  
世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

住民に身近な圏域

市町村域等



地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(抄)

(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同基金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)支援計画の基本姿勢

(3)支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など 17

5-3 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の概要

改正の趣旨

【平成30年6月8日交付】

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1)生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2)子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3)居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1)生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2)生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3)貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4)資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

(1)児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)) 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)①は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.は平成31年9月1日※等) ※平成31年11月支払いより適用